RLS2（タイプ２）（地上受信機）	AA2	50/75*	300/325*
RLS2（タイプ１及びタイプ２）（地上受信機）	AB	125/175*	400/450*
他のタイプのARNS地上局	適用せず	125/175*	400/450*
他のタイプのARNS航空機搭載局	適用せず	410	432

*　50% ≤ 陸上経路 < 100%　／　0% ≤ 陸上経路 < 50%

改　　決議第750（WRC-12、改）　地球探査衛星業務（受動）と関連の能動業務との両立性

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　EESS（受動）に分配された周波数帯の隣接又は近傍の周波数帯に、FSS（地球から宇宙）、宇宙運用業務（地球から宇宙）及び衛星間業務などの様々な宇宙業務並びに固定業務、移動業務及び無線標定業務などの様々な地上業務（以下「能動業務」と総称する）が、第5.340号の条件の下で、一次的基礎で分配されていること。

b)　能動業務からの不要発射には、EESS（受動）のセンサに許容できない混信を生じさせる可能性があること。

c)　技術上又は運用上の理由から、付録第３号の一般的な規制では、特定の周波数帯におけるEESS（受動）の保護には不十分となる可能性があること。

d)　多くの場合、EESS（受動）のセンサで使用される周波数は、自然法則で定まっている周波数の電波放射を生じる自然現象を研究するために選ばれており、混信問題を回避、軽減するために周波数を変更することは不可能であること。

e)　1400-1427MHzの周波数帯は、土壌の水分、海面塩分濃度及び植生量を計測するためにも用いられること。

f)　23.6-24GHz、31-31.5GHz、50.2-50.4GHz、52.6-54.25GHz及び86-92GHzの各周波数帯におけるEESSの長期的な保護は、気象予測及び災害管理に不可欠であること、またいくつかの周波数における観測は、それらの周波数が有する個々の観測目的への寄与分を分離回収するため、同時になされなければならないこと。

g)　多くの場合、受動業務の周波数帯の隣接又は近傍の周波数帯は、多様な能動業務のアプリケーションによって使用されており、使用され続けるであろうこと。

h)　隣接又は近傍の周波数帯で運用されている能動業務と受動業務の共用を達成するため、能動業務と受動業務との間で公平に負担を分担することが必要であること。

以下に留意し、

a)　隣接又は近傍の周波数帯で運用されている能動業務と受動業務の共用検討について、ITU-R報告SM.2092が制定されていること。

b)　ITU-R報告F.2239は、81-86GHz及び／又は92-94GHzの周波数帯で運用する固定業務と、86-92GHzの周波数帯で運用する地球探査衛星業務（受動）との間の種々の計画を包含する研究結果を提供していること。

c)　ITU-R勧告RS.1029で、衛星リモートセンシング（受動）のための混信基準を定めていること。

以下に更に留意し、

本決議の目的のために、

－　ポイント・ツー・ポイント通信は、例えば無線中継回線のように、特定の固定地点に位置する二つの無線局間の回線によって行われる無線通信と定義されること。

－　ポイント・ツー・マルチポイント通信は、特定の固定地点に位置する単一の無線局（「ハブ局」とも呼ばれる。）と特定の固定地点に位置する幾つかの無線局（「カスタマ局」とも呼ばれる。）との間の回線によって行われる無線通信と定義されること。

以下を認め、

ITU-R報告SM.2092にまとめられた研究では、1350-1400MHzの周波数帯及び1427-1452MHzの周波数帯における固定業務でのポイント・ツー・マルチポイントの通信回線は考慮していないこと。

以下を決議する。

1　下記の表1-1に示した周波数帯と業務で使用する無線局の不要発射は、特定の条件の下で、表の中で対応する制限値を超えるべきではないこと。

2　EESS（受動）センサを運用していない国についても、EESS（受動）センサは全ての国にとって有益な計測を世界的に行っていることに注目し、以下の表1-2に示した周波数帯と業務で使用する能動業務の無線局の不要発射が、同表で勧告された最大値を超過しないことを確実とするため、主管庁に対し全ての適切な措置を執ることを強く促すこと。

3　無線通信局は、この決議について第９条又は第11条の規定に基づくいかなる審査も調査も行わないものとすること。

表1-1

EESS（受動）周波数帯	能動業務の周波数帯	能動業務	EESS（受動）帯の特定の帯域幅における能動業務からの不要な発射電力の制限値[1]
23.6 -24.0GHz	22.55 -23.55GHz	衛星間	2020年１月１日より前に無線通信局が完全な事前情報を受領したnon-GEOの衛星間業務については、EESS（受動）帯のどの200MHz幅においても-36dBWとする。 2020年１月１日以降に無線通信局が完全な事前情報を受領したnon-GEOの衛星間業務については、EESS（受動）帯のどの200MHz幅においても-46dBWとする。
31.3 -31.5GHz	31 -31.3GHz	固定（HAPSを除く。）	2012年１月１日より後に運用が開始された無線局については、EESS（受動）帯のどの100MHz幅においても-38dBWとする。 本制限は2012年１月１日より前に承認された無線局には適用しない。